

国空安政第 603 号
令和 7 年 6 月 23 日

操縦室にオブザーブシートが装備されていない航空機について実施する
操縦士の技能証明実地試験について

航空局安全部安全政策課長

1. 目的

本通達は、操縦士実地試験実施基準（平成 10 年 3 月 20 日、空乗第 2038 号。以下「実施基準」という。）第 5 章 5-1-3 の適用に関し、操縦室にオブザーブシートが装備されていない若しくはオブザーブシートの位置が受験者の技量を適切に確認できるものでない場合において、操縦室へのカメラ等の設置及び試験官の着座位置へのモニター機器等の設置により、型式限定変更に係る実地試験を行うための基準を定めるものである。

2. 承認

操縦室へのカメラ等の設置及び試験官の着座位置へのモニター機器等の設置による型式限定変更に係る実地試験を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、実施基準第 1 章 1-1 ただし書の規定により、事前に航空局安全部安全政策課長の承認を受けること。

2-1 承認の基準

2-1-1 対象となる航空機

実地試験を受けようとする型式の航空機が、次の要件のいずれにも該当すること。

- ① 操縦室にオブザーブシートが装備されていない等、航空従事者試験官（以下、「試験官」という。）が受験者の計器等を直接視認できる位置において実地試験ができないこと。
- ② 試験官の着座位置において適切に実地試験を行うために必要なカメラ、モニター機器等の設置が可能であること。また、当該カメラ、モニター機器等の設置等について、当該航空機の設計・製造者等から承認を受けた方法に従うことができること。

2-1-2 対象となる実地試験

受けようとする実地試験が、定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士に係る技能証明の型式限定変更のためのものであること。

2-1-3 申請者の要件

申請者が、次の要件のいずれかに該当すること。

- ① 国内の航空機使用事業者又は航空運送事業者が事業として行う当該型式機の型式限定の取得等に関する教育訓練を修了している者。
- ② 国際民間航空条約の締約国たる外国の政府による認定を受けた教育訓練機関において当該型式機の型式限定の取得等に関する教育訓練を修了している者。
- ③ 国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した当該型式機の航空業務

の技能に係る資格証書を有する者。

2-1-4 装備に関する要件

操縦室に設置するカメラ等及び試験官の着座位置に設置するモニター機器等について、4 項に定める要件に適合すること。

2-2 申請書類

本通達の適用を受けようとする申請者が実地試験にかかる申請を行う際は、2-1 の各要件に適合することが確認できる書類等を提出すること。

3. 試験の実施

3-1 事前調整

本通達を適用した実地試験の実施については、試験官と事前調整を行うこと。また、本邦外において当該試験の受験を希望する場合は、航空従事者技能証明等に関する事務処理要領（昭和 51 年 4 月 26 日、空乗 248 号）「本邦外実地試験の受験希望者に対する取扱いについて」に従うこと。

3-2 試験実施前確認

試験官は試験場所に到着後、実地試験開始前に 4. 機材の具備条件のチェックリストに従って機材の適合性を確認し、適合性が確認できない場合には、実地試験を延期する。このため、申請者は試験のスケジュール設定、機材の準備・設置にあたり十分に留意すること。

3-3 試験の取扱い

3-3-1 試験中に機材の不適合が生じた場合は、試験を中止することがある。

3-3-2 機材の不具合により試験の合否判定ができなかった場合（逆光及び振動等により判定に必要なデータをモニターできなかった場合等を含む。）は、再操作とすることがある。

3-3-3 実施基準第 1 章 1-6 の規定により、実地試験に必要のないビデオレコーダー等の機器の試験会場への持ち込みは禁止しているところ、本通達の適用のために設置したカメラ、モニター機器等による試験の録画も禁止する。

3-3-4 試験官は、成績報告書の「特記事項」欄に「操縦室にオブザーブシートが装備されていない航空機について実施する操縦士の技能証明実地試験について（国空安政第 603 号）の適用による実施」と記入すること。

4. 機材の具備要件

以下のチェックリストにより機材の具備要件を確認する。

要件	適合	
	可	否
試験官の着座位置のモニター機器の一般的要件		
・モニターの表示について、以下（1）～（3）を満たすこと。 (1) 受験者がモニターする全てのディスプレイ（PFD、MFD、EICAS、FMS 等）及び全ての計器類を表示でき、その表示		

<p>値が判読できること。 (FDM 等を使用した計器類の値を表示させることは認めない。)</p> <p>(2) 受験者（左席及び右席）の目線、操縦操作、スイッチ操作等が映し出せること。</p> <p>(3) 操縦室窓からの外部視界（水平線、雲、滑走路標識、目視物標）を映し出せること。</p> <ul style="list-style-type: none"> モニター機器の種類（タブレット、ラップトップ、モニターディスプレイ等）は問わない。 モニター機器のサイズは問わないが、計器類の表示値を判読できること。 モニター機器は、原則として上記（1）～（3）を同時にモニターできるものとする。なお、同時にモニターできない場合は試験官の了解のもと、モニター画面の切り替えにより対応してもよい。 機内で固定できないタブレット、ラップトップは各 1 台に限ることとし、ディスプレイ等は全て機内に固定すること。 		
<p>カメラの一般的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> カメラの台数は、モニターの一般的要件（1）、（2）及び（3）を充足する台数であること。 有線、無線は問わない。 全て機内に固定し、振動対策、落下防止対策を行うこと。 逆光等により試験の実施に支障とならないよう対策を行うこと。 		
<p>コミュニケーションの一般的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 操縦士（受験者含む。）同士の交話が聴取できること。 機外交話が聴取できること。 試験官と操縦士（受験者含む。）が交話できること。 		
<p>安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 乱気流、航空機の操縦操作又は他の動搖により機器が脱落し、操縦装置への噛込み、操縦室内装置の損傷又は航空機乗組員の負傷が生じることがないよう全ての機器を固定すること。 (ラップトップ、タブレットを除く。) 実地試験中に電源（バッテリー含む。）が喪失されないようにすること。 各機器及び配線が、操縦装置、カメラ・モニター機器、操縦室への出入り、外部視界等の妨げにならないこと。 各機器及び配線が、航空機乗組員の操縦及び操作（Normal, Non-Normal/Emergency Procedure）の妨げとならないこと。 機器の使用方法が明確であること。 機器の不具合時における対応要領が定められていること。 		
<p>電磁適合性に係る要件</p>		

・全ての飛行フェーズにおいて航空機システムに有害な影響を及ぼさないことについて「携帯型電子機器から発射される電波に対する航空機の耐性確認要領（本邦航空機向け）」（平成26年8月1日、国空安保第181号）に基づき確認されていること。		
耐空証明に係る要件		
・機材の設置が耐空性基準に適合していること。		

5. その他

本通達の適用に当たり、申請者は、実地試験実施のために行うカメラ、モニター機器等の設置等が修理改造検査（航空法第17条）の対象であるかどうかについて航空機検査官に確認し、必要に応じ当該検査を受検すること。

また、他の方法により同等の実地試験が実施可能と判断される場合は、航空局安全部安全政策課長の承認を得て他の方法によることができる。ただし、FDM(Flight Data Monitoring)のデータ提出等、実技試験をリアルタイムでモニターできない方法は認められない。

附 則（国空安政第603号 令和7年6月23日）

1. 本通達は、令和7年6月23日から施行する。